

商工建設常任委員会資料

令和 4 年 1 1 月 1 日
商 工 観 光 労 働 部



目	次	(頁数)
表紙・目次	-----	1
I 議案		
○令和 4 年度宮崎県一般会計補正予算（第 5 号）	-----	3
・ ㊦宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金	-----	5
・ ㊦商工業者再建支援補助金	-----	6
・ 観光みやざき回復支援事業	-----	7
・ ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業	-----	8
○宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例	-----	9

I 議案

【議案第1号】

令和4年度 宮崎県一般会計補正予算（第5号）

商工観光労働部一般会計歳出

（単位：千円）

補正前の額	補正額	補正後の額
70,632,624	3,881,954	74,514,578

令和4年度 商工観光労働部 予算

補正前の額	750億8,461万3千円
今回補正額(案)	38億8,195万4千円
補正後の額	789億6,656万7千円

○課別予算一覧

会計	課名	補正前の額 (ア)	補正額(案) 補正第5号 (イ)	補正後の額 (ア)+(イ)	
		千円	千円	千円	
一般会計	商工政策課	62,642,272	2,442,777	65,085,049	
	企業振興課	2,080,999	0	2,080,999	
	雇用労働政策課	1,476,940	0	1,476,940	
	企業立地推進局 企業立地課	1,088,775	0	1,088,775	
	観光 経済 交流局	観光推進課	2,321,663	1,439,177	3,760,840
		オールみやざき 営業課	1,021,975	0	1,021,975
		計	3,343,638	1,439,177	4,782,815
	計	70,632,624	3,881,954	74,514,578	
特別会計	商工政策課	4,389,821	0	4,389,821	
	観光推進課	62,168	0	62,168	
	計	4,451,989	0	4,451,989	
商工観光労働部 合計		75,084,613	3,881,954	78,966,567	

⑨宮崎県物価高騰対策金融支援基金積立金

商工政策課 経営金融支援室

1 事業の目的・背景

コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対して信用保証料補助を行うため、新たに設置する「宮崎県物価高騰対策金融支援基金」に必要な積立てを行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 2,269,325千円

(2) 財源 国庫（地方創生臨時交付金）

(3) 事業期間 令和4年度

※基金設置期間 令和5年度から令和10年度まで
(令和10年度は精算期間)

(4) 事業内容

「原油・原材料高対策特別貸付」及び「みやざき再生支援特別貸付」に係る信用保証制度基準保証料と県融資制度保証料との差額分を信用保証協会に補助し、事業者の負担を軽減する。

※信用保証料一覧

保証種別	基準保証料率 (A)	県制度保証料率 (B)	県補助率 (A-B)
セーフティネット 保証4号	0.80%	0%	0.80%
セーフティネット 保証5号	0.70%	0%	0.70%
一般保証	0.45%~ 1.90%	0.25%	0.20%~ 1.65%

3 事業の効果

本基金を活用し、令和5年度以降の信用保証料補助事業の安定した財源確保が図られる。

⑧商工業者再建支援補助金

商工政策課

1 事業の目的・背景

令和4年台風第14号による被害を受けた県内の商工業者に対して、事業再建に必要な施設・設備の復旧費用等に対する補助を行うことで、県内中小企業・小規模事業者の復旧・復興を進め、ひいては地域経済の維持・発展を図る。

2 事業の概要

- (1) 補正額 173,452千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 事業主体 県
- (5) 事業内容

令和4年台風第14号の被害を受けた県内の商工業者が事業再建に必要な施設・設備の復旧（防災機能強化を含めた復旧を含む。）にかかる経費を補助

①対象

県内の中小企業・小規模の商工業者

②要件

以下の要件をすべて満たすこと

- ア 台風14号以前に災害対策を実施又は保険に加入していること
- イ BCP（事業継続力強化計画含む。）を策定予定又は策定済みであること
- ウ 本補助金で復旧した設備等について保険に加入すること
（小規模事業者は推奨）

③補助額

$(\text{復旧等費用} - \text{保険等活用額}) \times 1/2$ ※小規模事業者は $2/3$
※千円未満は切捨て 補助上限額200万円

3 事業の効果

コロナや物価高騰の影響に加え、台風の被害を受けながらも事業再建を目指す県内事業者の復旧・復興を後押しすることで、地域経済の維持・発展につなげる。

【参考】商工業関係の被害状況（10月26日時点）

- (1) 被災事業者数：863事業者
- (2) 被害内容：浸水、屋根破損、看板落下・破損、外壁の剥がれ、シャッター破損等
- (3) 主な被災地：椎葉村12事業者、諸塚村21事業者、延岡市91事業者、日向市44事業者、国富町22事業者、都城市120事業者 等
- (4) 被害額：約21億6,800万円

観光みやざき回復支援事業

観光推進課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる旅行需要を回復するため、国の地域観光事業支援を活用し、県内宿泊等の割引支援や、県内限定で使用できるクーポン付与することにより、宿泊業はもとより、地域のお土産店や飲食店、地域交通機関など、幅広い観光関連産業の事業回復を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 1,391,477千円
- (2) 財源 国庫（地域観光事業支援）
- (3) 事業期間 令和4年度
- (4) 事業主体 県観光協会
- (5) 事業内容

① 県内宿泊等割引支援事業

県内宿泊等の割引支援（最大40%）を実施

- ・交通付き旅行商品は、上限8千円割引／泊
- ・交通無し旅行商品は、上限5千円割引／泊
- ・日帰り旅行商品は、上限5千円割引

② 県内限定クーポン付与事業

県内限定で使用できるクーポン（平日：上限3千円、休日：上限1千円）を付与

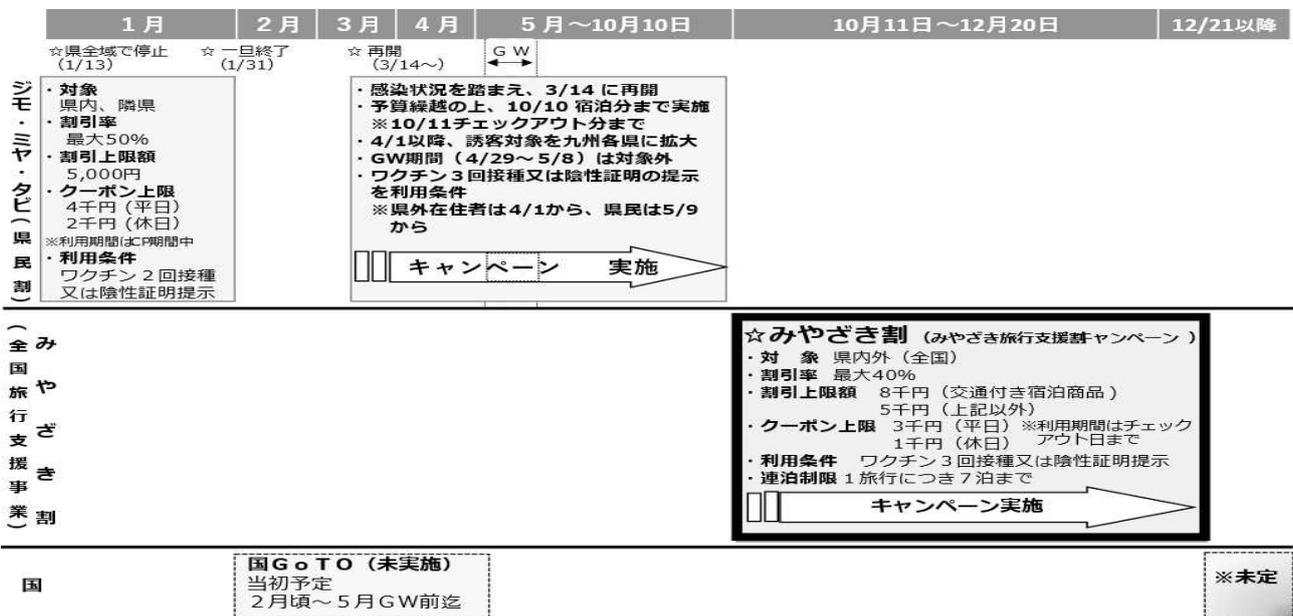
③ 事務費等

県内宿泊等割引支援事業及び県内限定クーポン付与事業に係る事業主体事務費等

3 事業の効果

県内宿泊等の割引に加え、県内のお土産店や飲食店等で使用できるクーポンを発行することにより、宿泊業をはじめ幅広い観光関連産業の活性化に繋げることができる。

(参考) 今後の旅行割引事業の流れ



ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業

観光推進課

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要を早期に回復するため、国内観光客の県内周遊を促進するためのキャンペーン等を実施する。

2 事業の概要

(1) 補正額 47,700千円(補正後の額1,112,858千円)

(2) 財源 観光みやざき未来創造基金

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 事業主体 県観光協会

(5) 事業内容

○ タクシー回数券の割引原資やPR支援

タクシーを活用した観光周遊キャンペーンに要する経費

※1冊3,000円あたり、1,500円を補助

3 事業の効果

国内観光客の県内周遊を促進するためのキャンペーン等を実施することにより、落ち込んだ観光需要を喚起し、県内経済の早期回復と誘客の定着化を図ることができる。

(参考) 令和4年度当初 ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業の概要

対象	県内、隣県、九州全域・全国(大都市圏) / 個人・団体旅行 ※感染状況等を見極めながら誘客範囲等を設定
観光業の回復に向けた対策	<p>経済交流の拡大に伴う課題</p> <ul style="list-style-type: none">・交流人口の拡大による感染症リスクの高まり・県内外の観光客が県内周遊する仕組みづくり・他県との誘致競争 <p>【R4年度当初】 ポストコロナを見据えた観光誘客促進事業(予算額:1,065百万円)</p> <ol style="list-style-type: none">① 県内外からの誘客を目的としたキャンペーン等の実施② 安全・安心な教育旅行を推進するための貸切バス費用、企画開発費の支援<ul style="list-style-type: none">・貸切バス借上げ費用の助成 1台あたり 50,000円/日・企画商品開発費の助成 1人泊あたり 2,000円③ タクシー回数券やレンタカー利用料金の割引原資やPR支援<ul style="list-style-type: none">・タクシー割引額 1,500円(3,000円分のタクシー回数券)・レンタカー割引額 5,000円(7,000円以上の利用料金)④ 交通機関と連携した観光プロモーションの実施(航空会社、フェリー等)⑤ 県外事務所における観光プロモーションの実施

宮崎県物価高騰対策金融支援基金条例について

商工政策課 経営金融支援室

(設置)

第1条 コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対する信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県物価高騰対策金融支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、コロナ禍におけるエネルギー価格等の物価高騰の影響により、事業活動に支障が生じた中小企業者に対する信用保証料補助事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和10年6月30日限り、その効力を失う。

令和4年台風第14号災害（激甚災害指定）に係る貸付制度について

商工政策課 経営金融支援室

1 事業の目的・背景

令和4年台風第14号の激甚災害指定に関して適用すべき措置について、令和4年10月28日に閣議決定が行われ、適用すべき措置の指定に関する政令が令和4年11月2日から施行されることを受け、県融資制度に、政令に基づき、局地激甚災害指定を受けた地域に適用される災害関係保証を適用した融資制度を追加する。

2 事業の概要

- (1) 実施主体 県
- (2) 事業内容 宮崎県中小企業融資制度に「経営支援・災害対策貸付（激甚災害対策）」を追加する。
- (3) 対象地域 諸塚村、椎葉村
- (4) 予算 既定予算で実施

【経営支援・災害対策貸付（激甚災害対策）の概要】

ア 融資対象者	県内における同一事業歴が6月以上の中小企業者等であって、次の要件を全て満たすもの ① 諸塚村又は椎葉村内に事業所を有すること ② 激甚災害により直接被害を受けていること
イ 融資限度額	運転資金 3,000万円（組合8,000万円） 設備資金 5,000万円（組合8,000万円）
ウ 返済期間	運転資金 7年以内（うち据置12月以内） 設備資金 10年以内（うち据置18月以内）
エ 融資利率	年0.80%以内～年1.30%以内
オ 保証料率	0%
カ 取扱期間	令和4年11月2日から融資申込み受付開始

3 事業の効果

令和4年台風第14号により甚大な被害を受けた諸塚村及び椎葉村の中小企業者に長期・固定・低利の資金繰り支援を行うことにより、事業継続・再建に向けた取組への支援が図られる。